

表27 用途別農地転用面積（6年）

（単位：ha，％）

区 分	総 数	住宅用地	工・鉱業用地	学校用地	公園・運動場用地	道水路鉄道用地	その他の建物施設用地	植林・その他		
6年	許 可	4 条	3,139 (100.0)	1,050 (33.4)	157 (5.0)	32 (1.0)	7 (0.2)	19 (0.6)	646 (20.6)	1,228 (39.1)
		5 条	12,113 (100.0)	3,251 (26.8)	3,680 (30.4)	204 (1.7)	79 (0.7)	77 (0.6)	3,606 (29.8)	1,216 (10.0)
	計	15,252 (100.0)	4,301 (28.2)	3,838 (25.2)	235 (1.5)	86 (0.6)	96 (0.6)	4,252 (27.9)	2,444 (16.0)	
	法 4, 5 条 届 出	6,449 (100.0)	3,969 (61.5)	425 (6.6)	13 (0.2)	10 (0.2)	44 (0.7)	1,605 (24.9)	383 (5.9)	
	法 4, 5 条 該 当 以 外	7,592 (100.0)	780 (10.3)	272 (3.6)	96 (1.3)	524 (6.9)	3,574 (47.1)	778 (10.2)	1,568 (20.7)	
合 計	29,292 (100.0)	9,050 (30.9)	4,535 (15.5)	345 (1.2)	620 (2.1)	3,714 (12.7)	6,635 (22.6)	4,395 (15.0)		
(参) 5 年 (合 計)	31,347 (100.0)	8,424 (26.9)	5,134 (16.4)	308 (1.0)	689 (2.2)	3,957 (12.6)	7,422 (23.7)	5,413 (17.3)		

（注）農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用は含まれていない。
資料：表23と同じ。

数で58.5%（面積58.5%）であり、再設定予定（平成7年になって再設定されたもの及び再設定する予定のもの）は件数で11.5%（面積14.5%）であった。再設定しなかったものは件数で30.0%（面積26.9%）となっている。（表25）

（4）農地の転用の状況

農地の転用の総数は47～48年をピークに49年、50年には大幅な減少に転じ、51年以降はほぼ横ばいで推移し、近年は増加傾向にあったが、6年は農地の転用面積が2万9,342haで前年を下回り、採草放牧地のそれは70haとなっている。そのうち、農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用は49haであった。（表26）

6年の農地の転用の用途別面積構成は、住宅用地が30.9%、その他の建物施設用地22.6%、工・鉱業用地15.5%で全体の約7割を占め、道水路鉄道用地12.7%、植林・その他15.0%、学校用地1.2%、公園・運動場用地2.1%となっている。（表27）

第3節 農業地域の計画的な整備開発

1 農用地の確保と計画的な土地利用

（1）農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的

に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

更に、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され同年12月から施行された。

ア 農業振興地域整備基本方針の作成

本法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた（沖縄県については、47年度に定められた）。

イ 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県は、その後順次農業振興地域の指定を進め、7年3月末現在3,045地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,724万haに達しており、国土の約46.2%を占めている。

ウ 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、7年3月末現在3,045の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、7年3月末現在約529万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約443万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

エ 市町村が定めた農業振興地域整備計画の管理

市町村整備計画で定められた内容の計画的実施を推進するとともに、市町村整備計画について策定後の情勢の変化に対応した適切な管理を行うために、49年度から市町村整備計画の管理費について補助を実施している。

この整備計画の隔離は、農業振興地域を一般管理地域と特別管理地域に分け、次により実施した。

(ア) 一般管理地域

一般管理地域においては、農用区域における土地の農業上の利用の確保を図るとともに、各種農業施策の計画的な実施を図るため、農用区域における土地の利用の実態、その利用に関する農業者の意向等の調査と農業振興地域における各種事業の補助、融資等の農業施策の実施状況調査を行い、整備計画の達成状況を把握するとともに、農用区域内にある土地が指定された用途に供されていない場合の土地利用についての勧告等整備計画の達成状況、達成上の問題点、達成のための方策等を取りまとめた。

(イ) 特別管理地域

市町村整備計画の策定後（特別管理地域の指定を受けて整備計画の再検討を行った場合はその再検討後）おおむね5年を経過した農業振興地域、又は、その後における著しい経済事情の変動その他の情勢の推進により整備計画の総合的な再検討を行うことが必要かつ適当な農業振興地域として都道府県知事の指定を受けた特別管理地域については、(ア)の一般管理地域で行われる事項のほか、整備計画をその後の経済事情等の変動に対応した実効性あるものとするため、地域の農業振興の方向を再検討し、必要に応じ、整備計画の変更を行った。

オ 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

(ア) 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として市町村整備計画において農用区域とされた地域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等もあって、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

(イ) 制度上の優遇措置

「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあつせん、交換分合により農地等が譲渡された場合

の譲渡所得の特別控除、特別事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

カ 農業振興地域整備計画策定再編事業

近年における急速な他産業の発展や都市化の中で、農業の生産性の向上を図っていくためには、優良農地の適正管理、農地利用の面的集積、効率的生産単位の確立、土地の基盤の整備、近代化施設の整備等を地域の特性や実情に即して総合的に実施する等構造政策等の計画的・効果的な推進による農業生産体制の再編成整備をより一層強化することが必要となっている。

このためには、地域の自主的な創意に基づく地域の特性を生かした上手な土地利用、農業の担い手、生産組織の育成と農地流動化の促進、効率的な生産システムの構築、多様な就業機会の創出、良好な営農環境及び生活環境の改善等を地域のそれぞれの実情、課題等に的確に対応し進めていくことが必要であり、これに即応し得る現実的で実効性の高い農業振興地域整備計画の策定が求められている。

以上のことから、農業振興地域整備計画策定再編事業を行うことにより、市町村における先進的な農業振興地域整備計画の策定を推進した。

キ 農村活性化土地利用構想

農山村地域を中心とした地域の活性化を図る必要が生じている一方、都市機能の地方への分散等を背景とした多様な非農業的土地需要が生じている。

このため、計画的土地利用とその中での集団の優良農用地の確保という農振制度本来の目的を踏まえつつ、地域の活性化等を円滑に進めるため、市町村が作成した農村活性化土地利用構想により非農業的土地需要の計画的誘導を図る措置を平成元年3月より実施した。

ク 農業集落地域土地利用構想

農業集落地域においては、個別・随時に生じる非農業的土地需要に加え、地域の活性化、定住条件の整備等の動きに対応した多様な土地需要が増大している。

このため、集落地域における優良農地の確保とその効率的利用を確保するため、集落住民の合意に基づき個別・随時に生じる非農業的土地需要を一定の区域へ秩序ある形で誘導するとともに、農業的土地利用区域での多様な農家の位置付けの明確化を図る農業集落地域土地利用構想を平成6年度より実施した。

(2) 集落地域整備法による農村整備について

ア 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、集落及び周辺の農用地の区

域において、いわゆる混住化、兼業化の進展等により、虫食いの農地転用による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動による住居環境の悪化等の問題が生じている。他方、生産性の高い農業の確立と良好な都市環境の確保に対する要請はますます強くなっている。

このような状況に対応して、良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進するとともに、適正な土地利用を実現することが重要な課題となっている。このため、集落地域の計画的な整備を推進することを目的として、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）が制定された。

イ 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

2 農村対策

(1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、7年3月末現在で1,201市町村において7,476社が導入され、48万人が雇用されている。

なお、本年度においては、関係団体、学識経験者等で構成された農村地域工業等導入促進協議会を開催し、平成12年度を目標とする農村地域工業等導入基本方針策定の考え方について検討を行った。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

(ア) 農村地域工業等導入計画は、4市町村で新たに策定されたが、その策定に必要な農家の意向等の把握

のための調査及び審議会運営費等について助成した。

(イ) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地域公共団体等による工業用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業については、7年度には元年度から7年度までの融通額146億円について引き続き利子補給を行った。

(ロ) 農業構造の改善を促進するため46年度からは場整備事業、農道整備事業及び農業用排水施設整備事業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業（土地改良総合整備事業の他事業関連）を国庫補助率45%で実施してきたが、7年度には、継続28地区について事業を実施した。

(ハ) 農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、工業等の導入についての情報の収集及び提供、調査、広報並びに指導を行うことを目的とする財団法人農村地域工業導入促進センターに対して、運営費の助成を行った。

(2) 農業就業改善対策

ア 農業者地域就業確立支援対策事業

基幹的な農業従事者の育成確保、農外就労の安定化の推進等就業構造の改善の積極的な推進を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 全国段階の協議会を開催し、事業初年度である5年度にとりまとめた「基本方針」に即し、本年度の活用内容等を検討した。

それを受けて、都道府県段階においても協議会を開催し、具体的活動内容について検討するとともに市町村に対して指導・協力を行った。

(イ) 農業就業率が高い等の条件を満たす市町村において、農業就業面または農外就労面に問題を有する農業者に対する指導相談、地域資源を活用した産業等の活性化活動への支援を実施した。

また、農工団地への工業等導入が進んでいない市町村の企業誘致活動への支援及び農工計画の策定に至っていない市町村への工業等導入に関する指導、提言を実施した。

(ロ) 出稼ぎが多い市町村の重点実施農業委員会では、農業者の出稼ぎに伴う留守家族の営農上及び生活上の問題点について、指導、相談、助言等の活動を行うとともに、出稼ぎ農業者に対し、就労先において指導相談会を実施した。

イ 農業交流

全拓連等の農協系統組織は、中南米諸国等の農業者

組織等との国際提携により我が国と中南米諸国等の日系農業者との技術及び情報の交流、資金協力等を推進することにより、我が国及び中南米諸国等の農業の近代化・活性化並びに国際協調の促進に貢献するための活動を行った。

(ア) 全国拓植農業協同組合連合会（全拓連）等の行う農業交流促進事業

a 農業青年受入研修事業

将来、中南米諸国等の農業の担い手となり得る日系農業者等の子弟33名を受け入れ、先進的農業技術を駆使する農家等で研修を行った。

b 農村リーダー受入研修事業

中南米諸国等の農業のリーダー2名を受け入れ、組合運営、農畜産物の商品化、市場開発等に関する研修を農協系統組織で行った。

c 農業後継者等派遣研修事業

将来、海外又は国内において大規模農業経営等を行うとする我が国の農業後継者等7名を中南米諸国等の日系大規模農場等へ派遣し、国際感覚の涵養及び大規模農業経営技術修得のための研修を行った。

d 農業技術指導者派遣事業

我が国の農協営農指導員等3名を中南米諸国等の農業者組織に派遣し、日系農業者を対象に先進的農業技術の普及、啓蒙活動を行った。

e 地域農業活性化支援事業

日系農業者が集団的に営農している地域の農家の経済状況、農産物の生産、流通、消費動向等についての総合的調査を踏まえた、地域農業の経営発展方策の策定及び方策実現のための支援活動を行った。

f 海外農業活動促進事業

我が国の農業者と中南米諸国等の日系農業者とが提携して、農業生産活動を行うために必要な情報の収集、提供活動を行った。

g 資金援助推進対策事業

農業移住者に対する資金援助を推進するため農業援助資金及び農地取得援助資金を融通した農協等の金融機関に対し、利子補給を行った。

h 農業技術等研修交流センター活動

ブラジル国サンパウロ州に設置されている農業技術等研修交流センターにおいて、農業研修生の派遣及び受入れに必要な事前又は着後研修を行うとともに、我が国の農業者と中南米諸国等の日系農業者等との人材、知識、技術、情報等の交流を図るための交流会の開催等の活動を行った。

農林水産省は全拓連等の行う農業交流促進事業について、補助金140,523千円を交付し、この事業の推進を

図った。

(イ) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会（38道県協会）と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者の資金調達の円滑化に資するため、農業移住者の必要とする資金の援助者の農協等からの借入金について、その債務保証を行った。

3 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、国民年金の被保険者（被用者年金加入者等を除く。）である農業者に年金を給付し、老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進しようとするものである。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された農業者年金基金（以下「基金」という。）が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給業務
- ③ 農地等の売買貸借及び融資業務

を行っている。

平成7年においては、5年ごとの財政再計算とあわせて、農業に専従する女性の地位の明確化、若い農業者の確保、担い手農業者への農地の集積の促進等の観点から、加入者の資格、経営移譲年金の支給要件等について大幅な改正が行われた。

(1) 農業者年金事業

この事業は、一定の要件を満たす農業者を被保険者とし、被保険者が保険料を納付した期間等が20年以上ある場合に国民年金に上乘せして年金を支給するものであり、65歳までに経営移譲した場合には経営移譲年金を支給し、経営移譲しなかった場合には農業者老齢年金を支給するものである。

7年度末の被保険者数は37万1,632人であり、7年度中の保険料収納額は、643億153万円である。

経営移譲年金については、7年度末の受給権者数が67万4,181人（うち65歳未満は9万633人）、支給額が1,014億4,112万円になっている。また、農業者老齢年金については、7年度末の受給権者数が、63万5,353人、支給額が886億3,721万円になっている。一時金の支給額は6,299件、28億3,258万円である。

なお、国庫は、経営移譲年金支給額の1/2を年金給付時に助成しており、さらに当分の間、定額の国庫助成を行っている。

(2) 離農給付金支給業務

この業務は、農業者年金事業の補完措置として、被

用者年金に加入している等のため農業者年金に加入できない者（安定兼業農家）等の経営移譲（離農）を促進し、農地等を農業者年金に加入している専門的な農家等へ集積することを目的として、全額国庫負担による一時金を支給するものである。

7年度においては、493人の離農者に対して、3億9,790万円を支給した。

(3) 農地等の売買・貸借及び融資業務

農地等の売買・貸借業務は、基金が離農希望者の農地等を買入れ又は借り受け、その農地等を経営規模の拡大を指向する者に売り渡す又は貸し付けるものであり、売り渡す相手が被保険者等である場合の対価の支払条件は長期低利の有利なものとなっている。7年度においては、8.4haの農地等を借り受けた。

融資業務は、被保険者が離農希望者等から農地等を取得しようとする場合、その農地等の取得に必要な資金を長期低利で貸し付けるものである。7年度においては、1人に対して8haの農地等を取得するのに必要な資金（600万円）を貸し付けた。

このように基金は、保険料を原資に長期低利の融資等を行っているが、他方将来の年金給付に備え保険料を一定の運用利率で運用する必要がある。このため、国庫は、基金に対し、買入農地等に係る運用利率相当額並びに運用利率と売渡し及び融資における支払い利率及び貸付け利率との金利差相当額を補給した。

4 農業従事者の福祉向上

(1) 農村情報システムの整備

有線放送電話を活用した農事放送施設の実態調査を行うこととして、社団法人日本有線放送電話協会に調査を委託した。さらに有線テレビを活用した多角的な農村情報システム施設及び同報無線を活用した農村情報連絡施設の導入及び管理運営についてのコンサルタント活動、啓もう宣伝及び研修会の開催並びに電子計算機による農業管理情報システムの開発等に要する経費について社団法人日本農村情報システム協会に対し、814万円を交付した。

(2) 農山漁村電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入をしようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融公庫資金の融通を行ったほか、離島進行対策実施地域の電気導入事業につき都道府県が補助するのに要する経費に対して2分の1以内の補助を行った。

離島電気導入事業は農林漁業の近代化、電気不足の解消を図るため動力用三相電気等の導入のための助成を行った。

5 山村等の振興

(1) 山村振興等農林漁業特別対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意期間中に山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、地域の活性化と定住の促進のために必要な支援措置を強力に実施することとし、7年度は797地区において、国費450億7千万円の補助を行った。

事業内容は次のとおりである。

ア 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域等。

イ 事業費規模は、基本型（市町村の全部又は一部の地域を受益対象とした事業類型）にあつては4億円、広域型（原則として複数の市町村の区域を受益対象とした事業類型）にあつては10億円。

補助率は、2分の1、10分の4.5、10分の4以内（沖縄県にあつては3分の2以内）で、林野率及び傾斜度等からみて地形的条件が特に不利な地域で行う農業生産基盤整備及び集落道については、10分の5.5。

ウ 補助対象事業は以下のとおり。

(ア) 山村振興等活性化推進事業

地域の活性化と定住の促進に関する各種の事業が効果的かつ自律的に行われるために必要な活動を行う。

(イ) 農林漁業振興事業

高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な小規模生産基盤及び近代化施設の整備を行う。

(ウ) 農林地利用・保管理促進事業

管理不十分な森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、保管理を行うために必要な機械・施設等を整備する。

(エ) 就業所得機会創出事業

地域の特性と資源を活かした安定的な就業機会の確保及び都市・農山漁村交流の促進のために必要な機械・施設等を整備する。

(オ) 地域社会生活環境整備事業

快適な生活空間の形成及び高齢者が生きがいと安らぎを持てる豊かな地域社会の確立を図るために必要な機械・施設等を整備する。

(2) ソフト活動の支援

特定農山村法の農林業等活性化基盤整備計画に基づくソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村に中山間地域活性化推進資金を造成するために必要な経費について助成する中山

間地域活性化推進事業を創設し、実施した。

1 地区平均資金規模は1,500万円、補助率3分の1で、7年度は230市町村において国費11億1,600万円の補助を行った。

(3) 情報面からの支援対策

中山間地域の営農を支援するため、地域活性化の活動、創意工夫に満ちた農業経営に携わっている篤農家、地域リーダー等の人材情報や地域資源別・作目別等にとりまとめた地域活性化の取組事例の収集・提供を行う中山間営農支援ふるさと情報提供事業を実施した。

事業主体はふるさと情報センターで、7年度は3,077万円の補助を行った。

(4) 中山間地域資源活用整備事業

地域の独創的な構想のもと、地域の諸資源の保全・活用を図り、都市住民が自然体験、学習、加工、飲食等の活動が行えるようなテーマゾーンを効果的に整備することにより、都市との交流を通じた地域の活性化を図るため「中山間地域資源活用整備事業」を第2次補正予算において創設、10地区を採択し国費30億円の補助を行った。

(5) 地域産品・地域資源等に関する情報の発信拠点の大都市における整備

地域産品等の情報の発信及び都市住民等との交流を中山間地域の市町村等が共同で行う拠点(「ふるさとプラザ」)を主要大都市に整備し、地域の活性化のための取組に対し支援することにより、農山漁村の活性化及び中山間地域の多面的機能についての普及啓発を図る中山間・都市交流拠点整備事業を実施した(平成7年度には東京(原宿)に設置)。

事業主体はふるさと情報センターで、補助率定額及び2分の1、7年度は11億646万3千円の補助を行った。

(6) 特別地域の農業振興

ア 地域改善対策

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(同和地区)については、地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき事業を実施した。

7年度における農林業地域改善対策事業は、国費80億5,811万1千円をもって農林業生産基盤整備事業(農業生産基盤整備事業、林道事業)及び農林業近代化施設整備事業(共同利用施設)を実施したほか、同和地区の営農等相談事業を実施した。

また、同和地区の農林漁業者を対象として、農林漁業金融公庫資金(農山漁村経営改善資金)の融資を行った。

この他、同和地区を対象として水産業地域改善対策事業、地域改善対策農業基盤整備事業、地域改善対策民有林林道事業及び地域改善対策造林事業を実施した。

イ ウタリ地区農林漁業対策

北海道におけるウタリ地区農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、51年度から事業を引き続き実施した。

7年度におけるウタリ地区農林漁業対策事業は、国費5億4,794万9千円をもって農林業生産基盤整備事業及び農林漁業経営近代化施設整備事業を実施した。

また、ウタリ地区の農林漁業者を対象として、農林漁業金融公庫資金(農山漁村経営改善資金)の融資を行った。

(7) その他の特定地域の農業振興

ア 7年度における離島振興に関する農林水産業関係予算は、

(ア) 国土保全施設整備69億3,400万円(うち治山23億9,500万円、農地海岸15億4,500万円、漁港海岸29億9,400万円)

(イ) 産業基盤施設整備69億2,300万円(うち、漁港495億3,400万円、農業農村整備171億4,900万円、造林6億5,100万円、林道23億8,900万円)

(ロ) 生活環境整備のうち離島電気導入事業2,100万円の合計766億7,800万円である。

イ 奄美群島振興開発に係る7年度の農林水産業関係予算は、産業振興関係167億5,600万円(うち、農業農村整備119億3,200万円、林業振興10億3,400万円、水産業振興37億9,000万円)国土保全関係7億300万円(うち治山3億900万円、海岸保全3億9,400万円)、奄美群島園芸振興産地育成強化事業8,500万円であり、その他非公共関係予算4億187万円の合計179億4,587万円である。

ウ 7年度小笠原諸島振興事業における農林水産業関係予算は、産業振興11億6,442万円であり、このうち、農業生産基盤整備9,791万円、水産業振興1億2,025万円であり、このほか、非公共予算として病害虫防除対策等で1,727万円の合計11億8,169万円である。

エ 豪雪地帯対策に係る7年度の農林水産業関係主要予算は5,780億2,900万円、このうち、農業4,521億3,400万円、林業594億9,100万円、治山664億400万円である。

(8) 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農作物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8

条により、都道府県知事は防災営農施設整備計画（以下「整備計画」という。）を作成して農林水産大臣の承認を受けて、防災営農施設の整備等を行うこととされている。

本対策では、公共事業については既存事業の優先採択により事業を実施し、非公共事業については、48年度から活動火山周辺地域防災営農対策事業として、一括して総合助成を行っており、①降灰地域土壌等矯正事業、②降灰防止・降灰除去施設等整備事業、③耐灰性作物等導入促進事業等を実施している。

7年度は、鹿児島県第7次、宮崎県第4次防災営農施設整備計画（いずれも5～7年度）及び長崎県第3次防災営農施設整備計画（7～9年度）に基づき防災営農対策を実施した。

7年度における防災営農対策の実施状況は表28のとおりである。

表28 7年度防災営農対策の実施状況

(単位：千円)

鹿児島県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	21,600
非公共事業	
降灰地域土壌等矯正事業	30,579
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	2,402,700
合計	2,433,279
宮崎県	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	254,872
長崎県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	5,400
非公共事業	
降灰地域土壌等矯正事業	8,809
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	1,017,813
合計	1,026,622

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良法施行令の改正

平成8年度予算の成立に関して、土地改良法施行令

の一部を改正する政令（平成8年政令第288号）が平成8年7月31日に公布・施行された。

その主な内容は次のとおりである。

畑作物の生産の振興を図る見地から農林水産大臣が定める区域（野菜指定産地等）内において行う農業用の用水施設の変更についておおむね20ヘクタール以上の受益地があれば都道府県営事業として申請することができることとするとともに、農工法に基づく計画等地域の振興に関する地方公共団体の計画に従って設置される工場等の施設を整備する事業と関連して行う土地改良事業が創設された。また、特定地域土地改良整備計画に従って行う土地改良事業について、特に地勢等の条件が不利な地域（山間地域）において行う場合及び災害復旧に関する工事により副次的に生ずる土石を利用して行う場合について、それぞれ申請面積要件が緩和された。さらに、新技術を導入して行われる土地改良総合整備事業及び農道整備事業につき、当該新技術に係る工事に関し補助率の嵩上げがなされるとともに、新生産調整推進対策に資する事業についての特例の適用期間が延長され、このうち農業用排水施設を末端まで整備する場合の当該末端施設に係る補助率の規定が整備された。また、都道府県が行う農業用排水施設の管理に関する補助につき再編整理されるとともに、市町村が管理するものについても補助対象に追加された。

(2) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区及び同連合並びに土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成7年度末における土地改良区及び同連合並びに連合会の数は、表29の通りである。

土地改良事業団体連合会 48連合会 9,999会員
 (うち土地改良区(同連合を含む)6,469, 市町村3,154, 農業協同組合等376)

(イ) 検査

29年度から土地改良区及び同連合の検査を実施している。これは土地改良法第132条に基づくもので、毎年度、各年度における検査重点事項、土地改良区等の業務運営の状況、財務内容等を勘案した上で検査計画を

表29 土地改良区等の地区数・面積

	前年度地区数	本年度設立地区数	本年度解散地区数	現在地区数	同左面積(延ha)
土地改良区	7,796	59	174	7,681	3,159,846
土地改良区連合	102	0	2	100	370,805
計	7,898	59	176	7,781	3,530,651

土地改良事業団体連合会 48連合会 9,999会員

(うち土地改良区(同連合を含む)6,469, 市町村3,154, 農業協同組合等376)

作成し、この計画に基づき農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分し検査を実施している。1土地改良区当たり3年に1回の割合で検査を行うこととしている。

イ 国営関連土地改良整備強化対策

国営土地改進黨業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制の不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするもので、平成6年度においては、指導項目の追加等の拡充を行った。

ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農民意識の多様化等を背景として、土地改良工事の施行、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ、複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改進黨業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改進黨業に関する相談等の業務を実施するとともに、当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修会の開催、③土地改良施設維持管理適正化事業に係る資金の管理運用業務等を実施した。

また、全土連を事業主体として、土地改良区の定期的な事務についての電算処理システムの開発や会計諸帳簿等の統一化例の作成等を内容とする土地改良区組織基盤合理化開発事業を実施した。

なお、平成7年度は、2億9,634万8千円を計上し、全土連及び県土連が実施した上記各種事業についての経費に対し助成を行った。

エ 土地改良施設指示管理適正化事業

近年、土地改進黨業の進展に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきものであるが、最近における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われにくい実情がある。

このような実情にかんがみ、全国土地改進黨業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期

的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、転作に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、地区内の転作率が一定割合を超える土地改良区を対象に当該改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設の整備改善を行う施設改善対策事業を実施するとともに、一定率以上の転作の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増加分（事業費の2割を限度）に対して助成する団地化対策事業を実施した。

さらに、平成7年度からは、予測し得ない事故が生じた場合において、予定した年度を早めて整備補修等を実施することができるよう土地改良施設維持管理適正化事業に緊急整備補修を追加した。

なお、平成7年度の実施状況は表30のとおりである。

表30 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況
(単位：千円)

	6年度	7年度
年間総事業費	11,854,700	12,298,450
国庫補助額	3,727,050	3,866,498

オ 土地改良区総合強化対策

土地改良区は、土地改進黨業の実施や当該事業で造成された施設の管理を行う等土地改進黨業を推進する中核的な団体であり、今後経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を早期に育成していくためには、地域の地縁団体として地区内の農地の情報に通じ、農業用水を管理している土地改良区が土と水についての調整機能を十分に発揮していく必要がある。しかしながら、近年の農村地域の都市化・混住化の進行等の中で土地改良区の組織・財政基盤が脆弱化してきており、また、末端の水管理や施設の整備補修に集落機能を期待しない事態が生じている。

このような実情にかんがみ、①土地改良区がおおむね10年を見通した土地改良区組織運営の在り方等の基本となる構想及び地域の実情に応じて統合整備関連構想、集落管理区分調整関連構想、適正区域関連構想又は土地利用調整関連構想のいずれかの活性化重点構想を策定する活性化構想策定事業、②都道府県の統合整備基本計画又は活性化構想に基づき土地改良区の合併、合同事務所の設置や土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業、③土地改良施設

の利用調整に関する土地改良区への指導、援助及び活性化構想に基づき農業用排水の水質保全に対する啓発普及を行う農業用排水路等利用調整事業を実施した。

なお、平成7年度予算は、①活性化構想策定事業が27地区、予算額8,316万円、②統合再編整備事業が43地区、予算額3,998万円、③農業用排水路利用調整事業が5地区、予算額1,212万円である。

カ 土地改良事業等負担金積立促進対策

最近における土地改良事業は、事業費の増大、農業所得の低迷等により地元負担金の円滑な償還が困難となっている。

こうした状況にかんがみ、国営土地改良事業等の負担金の円滑な償還を確保するため、土地改良区が償還金を積極的に積立するための奨励措置として、償還金の積立を実施した土地改良区に対して一定割合を助成し、併せて土地改良区の組織運営基盤の強化を図ることを目的とする土地改良事業等負担金積立促進対策を実施している。

なお、7年度予算は、6,000万円である。

(3) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため、全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを、都道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置するとともに、都道府県、中央換地センター、道府県換地センター及び全国農業会議所による換地処分又は交換分合に関する講習、指導等の啓発普及、技術者育成対策、異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の促進指導活動等を実施した。

なお、7年度予算額は、7,017万8千円である。

イ 農用地集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化
分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るうえできわめて重要であるので、土地改良法に基づき、ほ場整備事業等に併いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施している。

この事業に関する助成は、交換分合については24年度から、換地計画については29年度から実施してきたが、47年度からは、換地を伴う土地改良事業の事業計画段階における換地関係の基礎調査及び基本方針（これを「換地設計基準」という。）の作成を行うための換地設計に対し、55年度からは、農用地の集団化を図る機会に換地又は交換分合の手法を活用して農用地の利

用権等の集積を円滑に推進していくための農用地利用権集積対策に対し、63年度からは、集落整備法に基づく集落農振計画区域内等で行われる換地計画の樹立及び換地処分の適正かつ円滑な実施を図るための集落整備地域換地設計に対し、元年度からは、所有権の交換分合に併せて利用権の設定を推進する利用権活用型交換分合に対し、2年度からは、重点的に交換分合を推進する地域の選定等を行う交換分合推進計画の作成並びに換地計画を定める地域に隣接又は介在する等の農用地を併せて地域としての一体的な農用地の集団化を図る換地処分併せ交換分合及びその前提作業としての交換分合基準含み換地設計に対し、3年度からは、換地業務未済の工事完了地区に対する換地計画業務及び非農用地に係る基準づくり等を行う非農用地換地設計に対し、4年度からは、担い手農家に着目し、その経営農用地を農場的に集団化するとともに、その隣接地への利用権設定、農作業受委託の促進を行う農場型交換分合及び担い手農家の所有権だけでなく、利用権設定、農作業受委託も含めた連坦団地形成を図るための換地設計を実施する面的集積促進換地設計に対し、6年度からは、交換分合と農地保有合理化事業を有効に結びつけて、不規則・散発的に発生する低利用・未利用農用地を育成すべき経営体に円滑に集積する農地保

表31 農用地集団化事業実施状況

種 別	事業量 (ha)	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農用地集団化事業			
農林水産省	81地区 12,420ha 930筆	835,729	339,609
北海道	31地区 14,656ha 酪農1戸 畑作1戸	373,667	149,542
沖縄	150ha	7,938	5,865
計	112地区 27,076ha 930筆 酪農1戸 畑作1戸	1,217,334	495,016
交換分合附帯農道等			
農林水産省	—	22,501	10,172
北海道	—	123,666	61,832
沖縄	—	—	—
計	—	146,167	72,004

(注) 事業量欄の地区は交換分合推進計画、利用権活用型交換分合、農地保有合理化関連交換分合、耕作放棄地活用型交換分合、換地処分併せ交換分合、集落整備地域換地設計の実施地区であり、筆は、農場型交換分合である。

有合理化関連交換分合及び従来、農業着工前年度に実施していた各種の換地設計業務を整理統合、メニュー化するとともに、事業着工後においても継続的に農用地の利用集積を図るために必要な業務を加えた経営体育成促進換地等調整事業に対し補助を行った。

(4) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに34年度から農道、47年度から軌道、索道、58年度から小規模な客土、暗渠、農業用排水施設、元年度からは場均平の整備に対し助成を行った。

(ウ) 農用地集団化事業の実施状況

7年度における事業の実施状況は表31のとおりである。

(4) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、7年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表32のとおりである。

(5) 融資関係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備

表32 管理委託実績(7年度末)

区分	完了地区数	委託地区数
直轄	763(33)	612(26)
代行	547	529
計	1,310	1,141

(注) () 内は部分完了地区数(外数)を示す。

表33 7年度貸付決定額

(単位:百万円, %)

	6年度貸付決定額 A		7年度貸付決定額 B		B/A
農業基盤整備資金(耕地)	119,126		111,056		93.2
補	91,390		85,444		93.5
助	71,228		67,778		95.2
営	20,162		17,666		87.6
団	27,736		25,612		92.3
非	1,142		25,006		2,189.7
補	26,594		606		2.3
助					
一					
般					
利					
子					
軽					
減					
担い手育成農地集積資金	7,012		10,396		148.3
合	126,138		121,452		96.3
計					

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表33のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額は補助残資金2億8,560万円で前年比24.7%減、非補助資金は実績がなく、合計2億8,560万円で前年比30.4%減となった。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表39のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額が2,900万円で前年比123.1%増であった。

(6) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

なお、7年度予算は、250億円である。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、土地改良負担金の償還が困難な一定の要件を満たす土地改良実施地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成7年度新たに46地区の認定を行った。

なお、平成7年度末現在で、674地区について実施している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、土地改良負担金の償還が困難な一定の要件を満たす土地改良実施地区において、担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に限定し、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が3.5%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成7年度においては、728地区の認定を行った。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金(円滑化資金)を借り入れ、これ

を土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

また、平成7年度には、27地区について認定されている。

なお、土地改良事業償還円滑化特別対策事業の昭和63年度及び平成元年度の融資に係る利子補給については、従前の事業で行い、7年度予算は、2,174万円であった。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成7年度までの指定地区は、39地区であった。

オ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成7年度分の利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

建設大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、建設大臣は、取水量が毎秒1m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可等の処分をしようとするときは、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表34のとおりである。

表34 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
3	37	1	38
4	18	0	18
5	29	0	29
6	13	0	13
7	20	0	20

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。